

プラスチック一括回収の方策に関する
サウンディング型市場調査実施要領

令和 7 年 10 月

神戸市環境局

神戸市は、プラスチックの資源循環に向け、プラスチック製容器包装廃棄物（以下「容器包装プラスチック」という。）とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物（以下「製品プラスチック」という。）の一括回収及びリサイクルを検討しています。

今後、本市が実施するプラスチック類の分別収集及びリサイクルの参考とするため、リサイクルの担い手となる民間事業者（再商品化事業者）に対してヒアリングを実施します。

1 ヒアリングの趣旨

近年、脱炭素社会への移行や持続可能な社会の実現が、世界的な喫緊の課題となっており、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）」が施行され、限られた資源を繰り返し利用することで資源循環と経済成長の両立を目指すサーキュラーエコノミーへ移行していくことが重要となっています。

本市では、現在、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器法」という。）に基づいて、容器包装プラスチックを分別収集し、委託事業者の施設で異物除去・圧縮の中間処理を行い、容器法のリサイクルルート（以下「容器協ルート」という。）※1を活用して資源化しています。

今後、温室効果ガス排出量の削減やごみ減量を図り、さらなる環境負荷の低減に取り組むべく、プラスチックの資源循環を推進するため、容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収を行うとともに、現状の容器協ルートだけでなく、プラスチック資源循環法に基づき市が独自に再商品化事業者を選定・国の認定を受けて資源化を行う手法（以下「認定ルート」という。）※2がある中で、本市にとってどの方法が最適か検討しています。

検討にあたって、持続可能なサーキュラーエコノミーの面からも本市財政負担の軽減を含め民間事業者の皆様からご意見を伺うことで、プラスチック一括回収に向けた事業手法や事業スケジュール等の詳細設計に役立てるため、ヒアリングを実施します。

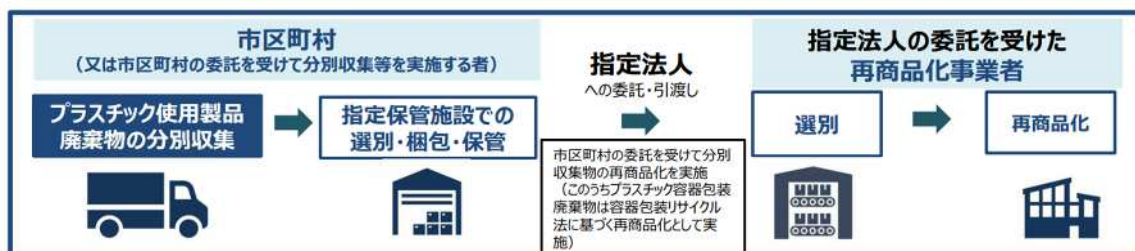
※1：国の指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託し、再商品化を行う方法（プラスチック資源循環法第32条）

※2：市が再商品化実施者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けた認定再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法（プラスチック資源循環法第33条）

【参考】プラスチック資源循環法に基づく再商品化の2つの方法について



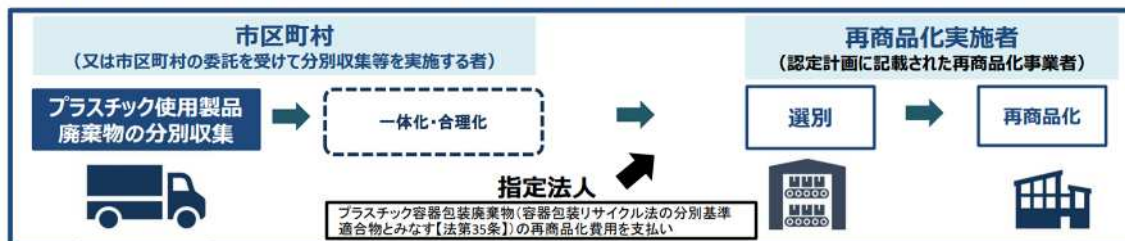
(1) 容器包装リサイクル法の指定法人に委託して再商品化を行う方法 (法32条)



市区町村は**分別収集物の基準及び手引き**に従って分別収集・再商品化する必要があります。

(2) 認定を受けた再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法 (法33条)

- 市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になります。



市区町村は**再商品化計画の認定申請の手引き**に従って計画を作成し、認定を受けた計画に従って分別収集・再商品化する必要があります。

2

出典：環境省

2 ヒアリングの方法

ヒアリングでは、ご協力いただける民間事業者から、事前に概要書を提出していただいたうえで、再商品化手法等について個別対話にてご意見を伺います。

3 ヒアリング対象

(1) 対象事業者

分別収集されたプラスチックを再商品化する以下の手法により、中間処理または再商品化する事業を実施もしくは計画している法人や法人のグループ。

- ①公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託
- ②主務大臣の認定を受け再商品化計画に基づき再商品化

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象になりません。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ・サウンディング参加申込書提出時点で、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている者。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難さ

れるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）。

- ・ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び地方税を滞納している者。

4 ヒアリング内容

- ・ 受入可能なプラスチックの基準
- ・ 受入条件（荷姿、搬入条件等）
- ・ 受入可能量（搬入量ベース）
- ・ 受入可能時期
- ・ 受入場所
- ・ 新たに施設を建設する場合に必要な敷地面積
- ・ 再商品化手法（エネルギー回収を除く）及び再商品化工程
- ・ 再商品化に要する費用や積算の考え方
- ・ 施設が故障した場合の受入対応
- ・ 再商品化工程全体の温室効果ガス排出量の低減に向けた取組
- ・ その他、事業実施に向け連携可能な事項（例：モデル事業実施、市民啓発など）

5 ヒアリングのスケジュール

ヒアリング実施要領の公表・質問の受付開始	令和7年10月8日（水）
質問の送付期限	令和7年10月21日（火）
質問への回答の公表	令和7年10月24日（金）
ヒアリング参加申込・概要書の提出期間	令和7年10月27日（月）～令和7年10月31日（金）
ヒアリング実施日時及び場所の連絡	令和7年11月5日（水）
ヒアリングの実施	令和7年11月10日（月）～令和7年11月13日（木）
実施結果概要の公表	令和7年12月下旬

6 参加申込方法

（1）申込書類

様式1「参加申込書」

（2）申込期間

令和7年10月27日（水）から令和7年10月31日（金）午後5時まで

（3）申込方法

問い合わせ先のメールアドレスあて送付してください。

送付後に必ず電話で到達の確認をお願いします。

7 概要書の提出方法

(1) 提出書類

様式2「概要書」又は任意の様式

(2) 提出期間

令和7年10月27日（月）から令和7年10月31日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

問い合わせ先のメールアドレスあて送付してください。

送付後に必ず電話で到達の確認をお願いします。

8 質問の受付・回答

(1) 質問書類

様式3「質問書」又は任意の様式

(2) 提出期間

令和7年10月8日（水）から令和7年10月21日（火）午後5時まで

(3) 提出方法

問い合わせ先のメールアドレスあて送付してください。

送付後に必ず電話で到達の確認をお願いします。

(4) 回答

ア 公表時期

回答は、令和7年10月24日（金）に、神戸市ホームページにて公表します。

※ただし、質問が多数に及ぶ場合等には、回答日を延期する場合があります。

イ 注意事項

- ・受け付けた質問に対する回答は、個別には行いません。
- ・質問を行った法人名等は公表しません。
- ・本要領に関係のない事項等の質問に対しては回答しません。

9 ヒアリングの実施方法

(1) 実施期間

令和7年11月10日（月）から令和7年11月13日（木）午前10時～午後5時

※具体的なヒアリングの日時については、参加申込書に記載いただいた希望日時を踏まえ、ご担当者あてにご連絡をします。

(2) 所要時間

1時間程度（ヒアリングの内容によっては超過する場合があります）

(3) 場所

神戸市環境局地下会議室

（神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザ EAST B1階）

※実施日によっては、会議室が変更となる場合があります。

(4) その他

ヒアリングは、参加事業者のアイデアやノウハウの保護のために個別に行います。また、ヒアリングの実施に際して説明のために別途必要な資料がある場合は、概要書と併せてデータにて送付してください。

10 ヒアリング内容の公表等

ヒアリングした内容については、概要として取りまとめの上、令和7年12月下旬に市のホームページで公表します。

提出書類の著作権は参加者に帰属します。ただし、本市が必要と認める場合は、本市は概要書類の全部又は一部を無償で使用・公表できるものとします。また、提出された書類は、神戸市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。

11 留意事項

(1) ヒアリングへの参加及びヒアリング内容の取扱い

ア 参加事業者の名称は公表しないものとします。

イ ヒアリングへの参加実績は、事業者公募等がされた場合の応募条件及び評価対象になるものではありません。

ウ 本市及びヒアリング参加者ともに、本ヒアリングでの内容（ヒアリング時の発言内容を含む。）は、その時点での想定によるものとし、事業の実施等について、何ら約束するものではありません。

エ 事業を実施する場合でも、改めて事業者公募を行います。本ヒアリングの参加者による事業実施を約束するものではありません。

(2) 費用等

本ヒアリングの参加に要する費用は参加者の負担とします。

本市による費用の徴収または対価の支払はありません。

(3) 追加ヒアリング等へのご協力

必要に応じ、追加ヒアリング（書面による照会を含む）やアンケート等を行う場合には、可能な限り協力をお願いします。

12 問い合わせ先

本ヒアリングの内容に関すること（申込、質問、提出等）は以下にご連絡ください。

神戸市環境局環境企画課 調整担当

所在地：神戸市中央区磯上通 7－1－5 三宮プラザ EAST 3 階

電 話：078-595-6076

メール：chosei-kikaku@city.kobe.lg.jp